

## ガイドライン改訂の主なポイント

## &lt;「はじめに」関係&gt;

## ○「はじめに」の修正

- 平成 26 年 6 月の海岸法改正に関する記載の追記
- 本委員会の開催経緯等の追記

## &lt;中間とりまとめの反映&gt;

## ○中間とりまとめの内容の反映

- 分かりやすさの観点から、主に第 6 章体制・運用に中間取りまとめの内容を追記する形で反映。
- 操作規則の記載例を添付資料 2 へ追加。

添付資料 2 にもともと添付されていた要領／規則／細則等は、操作規則とは別に整備される文書の例として残置。

1. 操作規則の記載例、2. 関連要領／規則／細則等の例の 2 つに分類。

## ○「高潮時の留意点」の追記→水色ハッチング

(第 6 章 1. 2 (2) (オ)、同 1. 2 (5) (ア)・(イ)・(オ)、同 1. 4 (1))

## ○「参集場所」に関する説明の追記→黄色ハッチング

(第 6 章 1. 2 (2) (イ))

## &lt;海岸法改正関係&gt;

## ○海岸法の改正を受けた追記。

- 操作規則、操作規程の規定（はじめに、第 6 章 1. 1）
- 維持、修繕の規定（第 7 章 1.）
- 技術基準省令の規定
  - ・管理施設（第 7 章 1.）
  - ・自動化・遠隔操作化（第 4 章 3. 1 (1))

## &lt;用語の統一&gt;

## ○管理規程→操作規則

## ○操作規則→操作手順等

## ○現場操作者→現場操作員（2カ所）

## ○海岸管理者→管理者 ※ただし、海岸管理者であることが自明である場合は、海岸管理者とする。

# 海岸法(操作規則)、H26委員会における検討、ガイドライン見直しの関係

## 海岸法改正

### 海岸法(抄)

(操作規則)  
 第14条の2 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設のうち、操作施設(中略)については、主務省令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。  
 2 前項の操作規則は、津波、高潮等の発生時における操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。  
 3~4 略

### 海岸法施行規則(抄)

(操作規則)  
 第5条の6 法第14条の2第1項の操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。  
 1 操作施設の操作の基準に関する事項  
 2 操作施設の操作の方法に関する事項  
 3 操作施設の操作の訓練に関する事項  
 4 操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項  
 5 操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持に関する事項  
 6 操作施設の操作の際にとるべき措置に関する事項  
 7 その他操作施設の操作に関し必要な事項



## H26委員会

中間とりまとめ

**I. はじめに**  
 ○統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化により操作施設を減らす不断の取り組みを基本とし、安全かつ確実な操作・退避活動を推進。

**II. 操作・退避ルール策定前に検討すべき事項**  
 ○操作施設の数や種類を絞り込んだ上で、現場操作員を介した操作体制を検討。

**III. 操作委託契約等に基づく操作・退避ルールの実効性確保**  
 ○管理者直営で対応できない施設(群)について契約等に基づく操作体制を確立。

**IV. 操作・退避ルール**  
 ○現場操作員の安全を最優先。退避しなければならない時刻が来たら、閉鎖が完了していなくとも退避すべきであることを明確化。

**V. 操作・退避ルールの実効性確保のための平時の取り組み**  
 ○平時の点検や訓練の実施により、改善点を発見。  
 ○社会情勢の変化も踏まえ、施設の改善を含め操作・退避ルールを継続的に改善。

**高潮時の水門・陸閘等の操作手順等について(第4回委員会資料)**  
 ○操作手順の基本的な考え方、留意点

## ガイドライン見直し(V2.0→3.0)

はじめに

第1章 総則

第2章 設計手順

第3章 現状把握・評価

第4章 総合的検討

第5章 設備設計

第6章 体制・運用

第1節 操作規則

1.1 操作規則の整備

1.2 操作・退避ルールの検討

1.3 管理又は操作の委託

1.4 操作・退避ルールの実効性確保のための平時の取り組み

第2節 体制表

第3節 運用マニュアル

第7章 点検・整備

高潮時の対応等に関する記載の充実

